

## 2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月11日（水）

### ◎田中光明議員 一般質問（60分）

- ① 公契約条例の制定を求める
- ② 国保料における子どもの均等割減免を
- ③ 教育問題について
- ④ 市営住宅の募集戸数の減少について
- ⑤ 本市施設の使用料の返還について



田中光明議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

- 北橋市長（公契約条例）（市営住宅の募集）
- 技術管理局长（官製ワーキングプア、実態調査）
- 保健福祉局长（国保の子どもの均等割減免）
- 教育長（教員の正規率の向上）  
（特別支援学校——正規率の向上と教室不足）
- 企画調整局长（公の施設使用料不返還制度の改善）

- 田中光明議員の再質問（市営住宅の募集）
- 建築都市局长の答弁
- 田中光明議員の質問（国保の子どもの均等割減免）
- 保健福祉局长の答弁
- 田中光明議員の質問（公契約条例）
- 技術管理局长の答弁
- 田中光明議員の質問
- 技術管理局长の答弁
- 田中光明議員の質問
- 技術管理局长の答弁
- 田中光明議員の質問
- 副市長の答弁
- 田中光明議員の質問
- 副市長の答弁

以上

## 2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月11日（水）

### ◎田中光明議員 一般質問（60分）

日本共産党の田中光明です。会派を代表して、一般質問を行います。

#### ① 公契約条例の制定を求め質問します

初めに本市に関係する民間の求人広告を3件紹介します。勤務地は病院で業務内容は施設警備、時給は850円。契約社員は月160時間勤務で月収13～14万円。パートは120時間勤務で10～11万円。つぎに業務内容はプラスチック製容器包装の選別作業で市の委託業務。時給は850円。実働は6時間と5時間。つぎに学校給食のパート募集。時給850円で、1日5.5時間勤務。このように、本市の業務に関係する求人が数多く募集されていますが、その多くは最低賃金に近い時給で、まさに官製ワーキングプアが本市にはたくさんいることを示しています。

また、本市が発注する建設工事の設計労務単価を見ると、全51職種平均は2015年の19,715円が、今年23,820円に、4年間で21%引き上げられています。しかし現場の建設労働者の賃金は、「設計労務単価には程遠い。」と言います。

そこで質問です。本市の業務で働く労働者の中に、多くの官製ワーキングプアが存在する現状をどのように認識していますか。答弁を求めます。①

市民所得を伸ばし、人口、とりわけ若者の市外への流出を防ぎ、少子化を改善するために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律化、そして官製ワーキングプアをなくすためにも公契約条例の制定が強く求められています。公契約条例を制定した自治体は、賃金条項がある自治体が23、賃金条項のない理念自治体が29、計52自治体です。本市は2012年8月に研究会を設置し、関係者から意見聴取してきました。

6月議会で市長は、「労働関係団体からは肯定的な意見が出された」「企業からは条例が経営に与える影響を危惧するものが多かった」「他の都市の動向を注視しながら、情報収集に努めることとした。労働関係団体との意見交換も引き続き行っております」と、研究会設置以降7年間、同じ答弁を繰り返しています。

また「川崎市、相模原市などに条例制定後の状況について問い合わせたところ、事業者、自治体とも、事務負担の増加などの課題があるという事だった」と述べ、「今後とも社会情勢や国及び、他の都市の動向を注視しながら、その効果や影響など、情報収集に努めていく」と答弁しました。この答弁では、現場労働者の賃金を引き上げる条例制定の展望はありません。

そこで質問です。本市の研究会の活動は、ここ数年、ほとんど進展がありません。本市が

発注する工事や委託業務で働く労働者の人数や賃金の実態も全く把握されていません。実態を調査すべきと考えますが、答弁を求めます。②

全国で最も先進的な東京都世田谷区の公契約条例に学ぶべきです。2014年9月に全会派の賛成で成立し、2015年4月から施行されています。最大の特徴は、「ダンピングの横行による事業者の置かれた厳しい実態」「不安定雇用による低賃金労働者の出現」を指摘したうえで、事業者の経営環境の改善と、労働者の労働条件の改善で、公共事業の品質を確保し、区民の福祉を向上させるという目的にあります。

そして、出発点は官製ワーキングプアをなくすことで、そのことは条例に強く反映しています。公契約条例施行規則第5条の公契約の範囲等では、「工事の請負に係る契約は3,000万円以上」「委託等それ以外に係る契約は2,000万円以上」、6条では、「賃金、労働時間、社会保険の加入の有無、その他の労働条件が適正であることを確認するために、指標である労働条件確認帳票の提出を求める契約は50万円以上、指定管理者の業務に係る協定にあっては0円」とし、他の自治体と比べ、条例の適用範囲を広く、対象も、建設のみならず、印刷を含む委託、指定管理者等、幅広く設定しています。

公契約条例を憲法違反、違法視する主な論点は、第1に「勤労条件に関する基準は法律でこれを定める」とした憲法27条2項に違反する。第2に最低賃金法への上乗せは、自治立法権を逸脱して違法である。第3に「最小の経費で最大の効果を挙げるとする地方自治の会計原則」を侵害して違法である。といったものです。これに対しては、当時の麻生内閣が閣議決定文書で「公契約条例は、最低賃金法上、問題となるものではない」としたことで整理されました。

世田谷区の労働報酬下限額は2019年4月から工事請負契約の熟練労働者は、東京都の公共工事設計労務単価の85%、見習い・手元等の未熟練労働者、年金等受給による賃金調整労働者は軽作業員比70%とし、その他は時給1,070円に引き上げました。また、臨時職員の日額は50円～750円、一般非常勤である新BOP、子どもの遊び場と学童クラブの統合事業の指導員が日額2,700円～5,000円、保育業務・用務・調理が1,700円～2,200円、それぞれ引き上げました。

そこで質問です。他都市の動向を見ているのではなく、このような先進例に学び、一刻も早く条例を制定すべきです。今こそ市長は実行すべきときです。答弁を求めます。③

② 国保料における子どもの均等割減免を求め質問します。

本市の国民健康保険料は、収入が増えていないのに、子どもが1人生まれたら、年間27,450円が加算されます。このことは子育て支援に逆行しています。「負担が重たい」というのが、子を持つ世帯の深刻な声です。

本市国保の保険料は、一人一人にかかる均等割と、世帯にかかる平等割、そして所得にかかる所得割の合計で計算されます。2018年度の医療費分、支援分の均等割は27,510円、

0歳～15歳の被保険者数は16,593人です。単純計算で4億5,647万円が子ども分として賦課されています。

30歳代夫婦と子供2人の4人世帯で、給与年収400万円の場合、本市国保の保険料は年間352,330円です。同じ条件で、協会けんぽの保険料は201,112円です。本市国保の保険料は協会けんぽの約1.75倍です。子供の均等割りをなくせば54,900円引き下げられ、297,430円で、協会健保の1.48倍まで下がります。

一方、本市は2006年度、保険料の賦課方式を住民税方式から所得比例方式に変更した際、多人数世帯の保険料負担を軽減するために、2008年度に多子減免制度を創設しました。所得300万円以下、18歳未満の子2人目から、33万円に所得割料率を乗じた額を所得割から減免するもので、2017年度の適用実績は3,576世帯、1億3,954万円です。2人目から年間最大34,690円減額されますが、子ども1人の世帯は対象になっていません。

国保の「都道府県化」で市町村に値上げを押し付けるもとで、多くの自治体がこの1～2年の間に均等割の減免を開始しています。国保料の均等割を、独自減免する自治体は25、そのうち9自治体が高校生までを対象に、所得制限なしで第1子から減免しています。うち全額免除は3自治体です。昨年度実施の福島県南相馬市、今年度は福島県白河市と岩手県宮古市が開始しました。

宮古市の均等割は年額1人25,400円、3人の子どもがいる世帯で年額76,200円の負

### 国保と協会けんぽの比較 2019年度保険料

世帯構成		保険料	うち均等・平等割	均等・平等割除く	協会けんぽ	国保と協会けんぽの差
①年収400万円4人	給与。夫婦40歳未満、子ども2人(多子減免)	352,330	142,140	210,190	201,112	▲ 151,218
②年収240万円単身	給与。40歳未満。	182,750	59,790	122,960	122,880	▲ 59,870
③年金夫婦	年金年収は夫230万円、妻50万円	150,690	87,240	63,450		

担軽減になります。市はその予算として、1,833万円を計上しています。第2子や第3子以降の子どもの均等割を減免する「多子世帯減免」や所得制限を設けて対象を大学生世代まで広げる自治体もあります。全国知事会などは国に均等割の見直しを要求しています。

そこで質問です。子育て支援は本市の重要課題であり、その障害となる制度は改善すべきです。現在の多子減免制度を生かしつつ、0歳から15歳までのすべての子どもの均等割を減免する制度を創設すべきと考えますが、答弁を求めます。④

③ 教育問題について質問します。

**教員の正規・非正規** ※特支=特別支援学校

まず教員の正規化についてです。2018年度の教員の定数に対する正規教員の割合は84.6%で、本年5月1日は86.8%です。正規の比率が少し上がりましたが、依然として多くの非正規教員に頼っている実態は変わっていません。教育委員会は正規率を90%にしたいという議会答弁をしていますが、期限は明示していません。昨年度から採用人数は大幅に増加し

	校種	定数	正規	比率	非正規	計
2017年度	小学校	2,578	2,228	86.4%	278	2,506
	中学校	1,472	1,354	92.0%	135	1,489
	特支	625	440	<b>70.4%</b>	161	601
	計	4,675	4,022	<b>86.0%</b>	574	4,596
2018年度	小学校	2,608	2,237	85.8%	397	2,634
	中学校	1,468	1,333	90.8%	189	1,522
	特支	671	445	<b>66.3%</b>	193	638
	計	4,747	4,015	<b>84.6%</b>	779	4,794
2019年度	小学校	2,609	2,326	89.2%	313	2,639
	中学校	1,479	1,351	91.3%	173	1,524
	特支	687	466	<b>67.8%</b>	193	659
	計	4,775	4,143	<b>86.8%</b>	679	4,822

ましたが、一方で退職もあり、正規の比率はあまり伸びていません。

教員の欠員も問題です。2017年の欠員は17人、2018年度は15人、今年は5人と年々減っていますが、臨時免許の発行などで、急場をしのいでいる実態があります。栄養教諭や養護教員まで動員して、担任に充てている例も見受けられます。非正規教員に頼ってきたことが大きな原因です。教員定数は2年連続で増加しているため、大量退職を上回る採用が必要です。

そこで質問です。非正規教員を正規教員として積極的に採用するとともに、正規教員の比率は期限を決めて90%とし、さらに100%をめざすべきだと考えますが、答弁を求めます。⑤

次に、非正規教員の比率がとりわけ高い、特別支援学校について質問します。2018年度の特別支援学校の正規率は66.3%で、本年5月1日は67.8%です。昨年度より微増していますが、2017年度より後退しています。およそ3人に1人が非正規という、異常な事態が続いていることに変わりありません。

非正規教員は異動の期間が短く、長くても3年、1年で変わることもあります。教員の異動が頻繁に行われ、配慮の必要な児童生徒の情報が伝わりにくくなります。高等部は農業、陶芸、木工などの作業学習がありますが、教員の技術が伝承されず、教員の指導者も育ちにくいといえます。

そこで質問します。特別支援学校の正規教員の比率を飛躍的に高める必要があると考えますが、答弁を求めます。⑥

特別支援学校は、学級数と児童生徒数の増加に対して、施設の整備が追いついていません。

2009年度から2019年度の10年間で、学級数は243から316に、児童生徒数は970人から1,240人に、ともに約1.3倍に増えています。

教育委員会は「教室は足りている」としています。しかし、本来は教室でない部屋を教室として使用している例や、1つの教室を2つに分けている例など、実態は教室が不足しています。教室の中に仕切りで分けた場合などは、隣の声が筒抜けで、児童生徒の集中力が途絶え、授業にならないといひます。

プレハブも問題です。狭い運動場がさらに狭くなっています。教育委員会は、体育は体育館でできると言い訳しているようですが、体育館も取り合いで、廊下で体育の授業をする例もあります。

そこで質問です。特別支援学校は小中学校などにある施設の基準がありません。だからと  
いって、あまりにもひどすぎます。国に基準を設けるように求めるとともに、早急に改善す  
べきと考えますが、答弁を求めます。⑦

④ 市営住宅の募集戸数の減少について質問します。

「市営住宅が、あそこも、ここも空いているのに、募集されていない。もったいない」という市民の声をよく聞きます。市営住宅の管理戸数は今年4月1日現在3万2,728戸、入居は27,883戸で、入居率は85.2%です。その差は4,845戸ありますが、そのうち建替等の閉鎖住戸が1,077戸あり、残りの3,768戸が空き家です。

市営住宅の募集は、近年、常時募集、先着順募集制度を導入し、定期募集も年6回に増やすなど、募集方法が改善されてきました。しかし、募集住戸の減少、修繕待ち住戸の増加という新たな問題を抱えています。

まず募集住戸ですが、2014年度から2017年度にかけて4年間の平均募集戸数は1,550戸です。しかし2018年度は1,086戸と、過去4年の平均より464戸減少しています。実に3割の大幅減少です。

次に修繕待ち住戸です。2015年の544戸から年々増加し、今年の4月1日現在は2,682戸です。わずか4年の間に、2,138戸も増え、約5倍にふくらみました。2018年度は1年間で904戸も増えています。修繕待ち住戸のうち、エレベーターのある団地を

## 市営住宅の募集の現状

2019年4月1日現在

管理戸数	入居戸数	空き住戸	
		募集対象	閉鎖住戸
32,728	27,883	3,768	1,077

※閉鎖住戸は建替などで入居募集しない。

	募集住戸	修繕待ち	閉鎖住戸
2014年度	1,408		
2015年度	1,743	544	880
2016年度	1,630	619	910
2017年度	1,417	1,090	847
2018年度	1,086	1,778	980
2019年度		2,682	1,077

※修繕待ちが激増し、募集が減っています。

除いて、1・2階の低層階が774戸を占めています。空き住戸が目立つはずですが、

1戸当たりの退去跡修繕工事費は、今年4月の平均工事費を見ると、1件当たり100万円もかかっています。市民の多くは「そんなにかかるのか」と驚く改修費用の額です。当局は、費用対効果を考え、改修しても応募がなければ困るとして、応募の多い団地を優先して改修したいとしています。

そこで質問です。改修は費用の比較的低額な住戸や、エレベーターのある団地と低層階を優先し、仕様の変更などで改修費用を抑えるなど、様々な知恵と工夫で、修繕待ち戸数を減らし、募集戸数を増やすべきだと考えますが、答弁を求めます。⑧

⑤ 本市施設の使用料の返還について質問します。

「生涯学習センターの会場を予約して、後日、日程を変更したら、また使用料を徴収された。変更なのだから、すでに納めた使用料を回せないのか」という市民の訴えがありました。

本市には様々な施設があり、それぞれ条例や規則などで使用料を規定しています。「市民センター条例」「生涯学習センター規則」「社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」「男女共同参画センター条例」「スポーツ施設条例」などです。そのすべてが、「使用料の不返還」という条項で、「既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない」などと規定しています。

特別の事情については「天災その他使用者の責めによらない事由により使用できないとき使用料の全額」と規定し、貸し出す部屋によっては、「使用日の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき使用料の5割に相当する額」などと規定しています。つまり使用料は、一旦納めたら、原則として返金しないということです。

一般に、民間施設や宿泊施設、交通機関などはキャンセル料として、様々な規定がなされています。「利用日の何日前までのキャンセルは何%返金する」など、期日別に返金の割合を定めているものが多く、「一度納めたら返金しない」というものは、あまりありません。

また、施設の使用がキャンセルまたは変更になると、空き部屋になりますが、ほとんどの施設は原則として、空いていても貸さないといえます。つまりキャンセル待ちは無ということ。これも世間一般では考えられません。当局は「一度使用料を支払えば、キャンセルや変更しても、返金しないが、使用する権利は消えない」という考えです。使用料を返金すれば、使用する権利が消えるので、キャンセル待ちが有効になります。

そこで質問です。使用料の返金とキャンセル待ちについて、運用を改めるべきだと考えますが、答弁を求めます。⑨

## 田中光明議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

### ■北橋市長

#### (公契約条例)

民間の賃金など労働条件は、労働関係法令の遵守のもと、労使間で自主的に決定される事項であります。

しかし本市としましても民間労働者の適正な労働条件の確保は重要なことと認識しています。本市では公契約における賃金下限額などを定める公契約条例につきましては、平成24年度に市内部に研究会を設置し、平成25年3月にかけて労働関係団体や地元企業などの有識者から意見を聴取いたしました。この中で労働関係団体からは、肯定的な意見が示されたものの、企業を経営する立場からは、条例が経営に与える影響を危惧するものが多かったところです。

このため他の都市の動向を注視しながら、情報収集に努めることとしたところであり、また労働関係団体との意見交換も引き続き行っております。

その後、他の都市との情報交換や調査を続けている中で、公契約条例の基本的な課題としては、賃金決定への市の介入、社内での賃金格差、中小企業の経営への影響、労働条件の基準は国による法制化が望ましいこと、などがあげられております。

一方、国では賃金等の労働環境を改善するため、最低賃金や公共工事設計労務単価の大幅な引き上げなどに取り組んでおります。

本市においても遅滞なく、国と同様の改善を行っております。直近では平成31年3月に、前年度比5.2%増となる設計労務単価の改定を行いました。また全国的な人手不足の中、地元建設業界からも賃金を引き上げないと人材を確保できないという声を聞いており、労働者を取り巻く情勢も変わってきております。本市としましては今後とも公契約従事者の労働環境の確保につきましては、最低制限価格制度によるダンピング防止、設計労務単価の引き上げ、労働関係法令順守の要請など、現行契約制度を着実に実施する中で、取り組みたいと考えております。

公契約条例につきましては今後とも、社会情勢や、国及び他の都市の動向を注視しながら、その効果や影響など、情報収集に努めてまいります。

#### (市営住宅の募集)

次に市営住宅の募集についてであります。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸しすることにより、社会福祉の増進等に寄与することを目的として設置しております。本市では市営住宅の入居者の募集は定期的に抽選公募の方法で行っております。この中で高齢者や障がい者世帯など、とくに住宅に困窮している市民が、優先的に入居できるよう配慮しております。

市営住宅の募集戸数はここ3年程減少傾向にあり、平成30年度は1086件でありました。

市営住宅の応募は、移動に便利な1・2階の低層階や、エレベーターのある棟の住宅に



偏る傾向がみられること、このため年6回の市営住宅の募集におきまして、1・2階の低層階の住宅を中心に提供するよう配慮し、応募者数が少ないエレベーターのない高層階の住宅の募集数を減らしております。

市営住宅では入居者の入居期間が長く、住宅の痛みが著しいため、退去後の修繕工事には多くの費用が掛かります。その中で昨年度から修繕費用が掛からない部屋を優先する、畳を安価なものにする、壁の塗り替え回数を必要に応じて減らす、等による工事費の節減を実施しているところであります。

募集における更なる工夫の必要性についてであります。高齢化の進展などに伴い、エレベーターのある棟や1・2階への入居を希望する方は今後ますます増加すると考えられます。このようなニーズに対応するため、募集方法の工夫や修繕方法の費用の節減などの取り組みを一層強化することが必要と認識しております。

今後も市営住宅の募集につきましては、住宅セーフティーネット機能の中核を担う施設といたしまして、さらに募集方法や修繕方法の研究に努めてまいります。

## ■技術管理局長

### (公契約条例——官製ワーキングプア、実態調査)

公契約条例の質問のうち、官製ワーキングプアが存在する現状をどのように認識しているのか、賃金等の実態調査をすべき、という2問についてまとめてご答弁します。

地方公共団体の契約は、予定価格の範囲内で最も低い価格で申し込みをしたものを契約の相手方とすることが、地方自治法上の原則であります。

また民間の賃金等の労働条件に関しては、基本的には法律の定める基準の範囲内で労使の自主的な取り決めによだねられている事項でございます。

したがって市は、受注者等と、その労働者との雇用関係に直接関与する立場にないことから、賃金等の実態調査を行うことは考えておりません。

一方で労働者の適正な労働条件の確保は、重要なことと認識しており、本市では労働関係法令の遵守の要請や、ダンピング防止対策等を行ってきております。

また労働法令違反につきましては、労働条件や労働者の保護に関する監督行政機関として、労働基準監督署が対応を行っております。工事では毎年国土交通省が建設業法に基づき下請取引等の実態を調査し、法令違反がある場合は、指導を行ってございます。

なお、最低賃金につきましては、国の最低賃金審議会におきまして、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して、決定されております。特に労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされております。

福岡県の最低賃金は、近年上昇しており、有効求人倍率の1.5倍を超えております。

このような状況から事業者も賃金を引き上げないと人材を確保していくことは困難になるなど、労働者を取り巻く情勢も変わってきております。本市としては、現行契約制度を着実に実施することで、市との契約業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保に努めてまいります。

## ■保健福祉局長

### (国保の子どもの均等割減免)

国民健康保険にかかる子どもの均等割減免の創設についてご答弁申し上げます。

本市の国民健康保険においては、他都市に先駆けて子育て支援の観点から多子減免制度を平成20年度から導入し、平成24年度には、所得制限額を引き上げる拡充を行っております。

この制度の対象となる世帯は、国保に加入する世帯が、18歳までの子どもを二人以上扶養し、世帯の前年の総所得金額が300万円以下で、所得割額が賦課されている世帯であります。

このように所得割額を減免することによって多子世帯への保険料の負担軽減を図り、子育て支援の取り組みを進めているところでございます。

子どもの均等割については、市町村が独自に減免するのではなく、国の制度として軽減する支援制度を創設するとともに、財源確保を行うよう、本年7月に全国市長会が国に提言を行ったところでございます。また平成30年度から国保の県単位化で福岡県では昨年8月に県と市町村で、福岡県国保共同運営会議が設置され、保険料の県内均一化の方向性などを協議していくこととしております。

各市町村において、独自に実施されている減免についても、保険料の県内均一化に向けてある程度の独自性を認めるのか、統一した制度に集約するのかについては、これからの検討課題となっております。

子どもの均等割をはじめとした減免制度の在り方については、全国市長会の提言による国の動向や福岡県国保共同運営共同会議での議論を定める必要があることから、現状では、議員ご提案の減免の導入は考えておらず、当面は現行の多子減免制度を維持していきたいと考えております。以上でございます。

## ■教育長

### (教員の正規率の向上)

昨年度実施いたしました教員の採用試験におきましては、大量退職に伴いまして、前年度の230人を大幅に上回る385人に最終合格を出したところでございます。これは前年度に比べまして155人の増となります。なお385人のうち本市で講師として勤務していた者は230人で全体の約6割を占めております。

このように合格者のうち、講師の占める割合が高い要因としましては、本市で一定の経験があれば、具体的には過去5年間のうち講師経験が1年以上あればということでございます。こういう条件があれば、教職経験者特別選考という枠での受験が可能でありまして、一次試験の一部が免除されることや、授業実践力の重視という観点から、模擬授業や実技試験などを実施することで、これまでの講師経験を十分に活かすことができることが、考えられております。

一方で講師の方への正規教員への働きかけでございますけれども、講師の中には様々な

事情によりまして、正規教員としての勤務を望まない方もいらっしゃいます。しかしながら引き続き教員採用試験の受験につきましては、積極的な声かけを行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、採用数の増加に加えまして、退職者への声掛けの強化によります再任用者数の増加も加わりまして、具体的には再任用者数は、362人から432人に、70人増加いたしました。そういう状況も加わりまして、今年度の小中学校の教員定数に占めます正規教員の割合は、昨年度の87.6%から89.9%に、+2.3%上昇したところでございます。

今後の正規教員の割合についてなんですけれども、来年度以降の教員定数や今後の学級数の変動、また国におけます施策の動向など不確定な要素が非常に多いのが実態でございます。

とは申しますものの、今後数年間は、採用倍率を踏まえながら、一定規模の採用をすすめるとともに、再任用者の確保のために、退職者への声掛けを強化するなど、正規教員の確保並びに正規割合の向上、この両方に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

#### **（特別支援学校——正規率の向上と教室不足）**

続いて二点目でございます。

特別支援学校の正規教員の比率を高める必要があるという点でございます。

特別支援学校におけます正規教員の割合を向上させるために、教員採用試験におきまして、平成29年度の26人から、平成30年度は47人、さらに令和元年度は59人と、最終の合格者数を増やしてまいりました。また退職者に対しましても積極的な声かけを行いまして、再任用教員数の令和元年度は70人と、昨年度と比較いたしまして10名増えております。

さらに人事異動によりまして、特別支援学校の免許を有する教員の配置も進めているところでございます。

しかしながら近年の特別支援学校の学級数の増加によりまして、今年度の正規教員の割合につきましては、67.8%と、昨年度よりは1.5ポイント上昇しましたものの、他の講師と比較いたしましても、その割合は低い状況となっております。

このような状況ではございますけれども、特別支援学校には特に特別支援学校免許を有した教員を配置するということが望ましいことから、免許を有する教員の配置に努めました結果、正規教員の免許保有率につきましては、年々上昇いたしまして、今年度は99.2%となりました。

正規教員以外にも特別支援学校免許の取得を促すために、特別支援学校に配置されたものの、特別支援学校の免許を有しておりません教員に対しましては、学校長から免許の取得について、積極的に声かけを行うとともに、福岡県及び福岡市と合同で教員免許の認定講習を開催いたしまして、取得を促しているところでございます。なお、人事異動によりまして、配慮の必要な児童生徒の情報が伝わりにくくなる、という議員からのご指摘につき増してですけれども、特別支援学校では全児童生徒を対象に、個々の子どもの状況や成長を踏まえま

した個別の教育支援計画と、個別の指導計画というものを作成することになっております。学部単位や学年単位でそういったものを、組織的に引継ぎを行っていることから、しっかりと対応できているという風に考えております。

いずれにいたしましても、特別支援学校の正規教員の割合につきましては、小中学校の教員と同様に重要な課題であると認識しております。採用倍率を踏まえまして一定規模の採用や、退職者への声掛けなどの評価などに加えまして、特別支援学校免許の取得の促進などにつきましても、同時に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に三点目、特別支援学校の教室不足についてのお尋ねでございます。

本市におきましては、特別な支援を要する子どもたちの教育環境を整備するために、特別支援学校を8校設置いたしまして、児童生徒への教育を推進してまいりました。

教育委員会におきましては、児童生徒の増加への対応や教育環境の整備を図るために、平成28年度には門司総合特別支援学校を開校して、現在、小池特別支援学校の改築や小倉総合特別支援学校の改修などに着手するとともに、今後小倉北特別支援学校の移転建て替えの準備に着手したところでもございます。

特別支援学校に就学する児童生徒の教育環境の向上は重要な課題と考えております。

平成29年1月に策定いたしました北九州市特別支援教育推進プランに基づきまして、計画的に教育的ニーズに応じた学校施設や設備の整備を進めていくこととしております。

お尋ねの国へ設置基準を求めることということでございますが、特別支援学校の設置基準につきましては、国の見解は、在籍する児童生徒等の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備がさまざまであること等から、その施設や設備について、一律の基準を求めることは困難である、という方針を示しております。

本市におきましても、現在整備中の小池特別支援学校では、若松区の特徴を生かしまして、農業に特化した作業教室を整備することを計画しております。また肢体不自由や病弱の児童生徒が対象の学校であれば、十分な教室や運動場の広さを確保することも、確かに重要ではございますけれども、それにも増しまして、なるべく病院に近いところに整備すること優先するというのも、場合によってはあるのではないかと考えております。このように一律の基準を設けることよりも、対象児童生徒の個別事情や、地域の実情に応じた多様な施設や設備の整備が適当であると考えているところでございます。

## ■企画調整局長

### (公の施設使用料不返還制度の改善)

最後に私から公の施設の利用料の返金とキャンセル待ちについて運用を改めるべきという点についてお答えを申し上げます。

公共施設に関しましては、使用料の額をはじめ、納入時期や返還など、施設ごとに条例や規則、要綱で定められておりまして、その規定で納入された使用料は、返還しないことを原則としております。

ただし、天災その他使用者の攻めによらない場合は、全額返還をすることとしております。

一方、使用者の都合でキャンセルがあった場合、施設の形態や規模に応じまして、変換できる時期や返還割合などを規定いたしました返還基準のガイドラインを平成8年度に定めております。具体的内容でございますが、比較的規模が大きい市民ホールがある施設では、キャンセルがあった場合、他の方の利用が可能な期間を考慮しまして、返還期間準備を30日から40日前と定め、返還割合を5割としております。

また体育館や球技場などの体育施設では、専用使用がキャンセルになった場合でも、個人利用等に振り替えが可能なことから、特殊な場合を除きまして、返還の基準日を5日から10日前と定めまして、その返還割合を5から8割としております。

また市民センターなど、主に会議室として利用される施設では、使用料が低額で準備等が手軽なことから、安易な使用申し込みを防ぐという観点から、使用料を返還しない、ということとしております。

またキャンセル待ちのことをごさいますけれども、キャンセルによって発生する空き部屋につきましても、利用の効率化の観点から、他の使用者の希望に応じまして施設利用を図ることが適切であるという風に考えております。

いずれにしましても、このガイドラインの策定から20年以上が経過をしていることから、一度その、施設の運用状況を点検しまして、適正な公共施設の管理運営に努めていきたいと考えております。

#### ●田中光明議員の再質問

最後に行った施設の使用料、利用料等の返還について、企画調整局が音頭をとって、ぜひ全体的な改善を図っていただきたい、そういうことを最初に要望しておきたい。

#### (市営住宅の募集)

市営住宅については先ほど市長から答弁あって、1・2階低層階、エレベーター、金額のこともですね、努力していくちゅうことでいいと思いますが、一点だけお尋ねする。今年の募集、何件ぐらいになりそうですか。

#### ■建築都市局長の答弁

今のところ昨年並みを予定しております。数字はですね、先ほどの質問にもございました通り、退去あと修繕、これの状況にもよってくるかと思いますが、できるだけ昨年度並み以上を目標に募集に努めてまいりたいと考えております。

#### ●田中光明議員の質問

ぜひよろしくお願ひします。去年が1086戸、空きが2682、修繕待ち。ぜひ修繕待ち減らして募集戸数を増やすように、要望しておきたいと思ひますので、これはぜひよろしくお願ひします。

#### (国保の子どもの均等割減免)

国保です。今回質問するのに、協会けんぽと保険料を比べてみました。本文の先ほどの質問の中にも触れてますけども、協会けんぽと被用者保険と比べて、国保は非常の高いなというのが実感としてありますが、その辺はどのような認識をお持ちでしょうか。

### ■保健福祉局長の答弁

我々の国保につきましては、被保険者の平均年齢が高いということと、一人当たりの医療費が高いということ、それから所得水準が低いという、構造的な課題がありまして、保険料の負担感が大きいと。いうように認識しております。

### ●田中光明議員の質問

県単位化が進んで、これから保険料の引き上げも危惧されているところですよ。

全国では子どもさんの均等割なくしていこうというところも現れてきていますので、今後の課題として、子どもさんの子育て支援、そういう意味ではぜひ検討していただきたいということ、これも要望しておきたいと思っております。

### (公契約条例)

次に公契約条例についてお尋ねする。

いま北九州市が沢山募集している例を今日は最初に挙げました。3つ挙げました。

これ、求人広告というのが毎週ありまして、毎週のように北九州市に関する募集がなされてます。ほとんどが時給800円台。そういう中で、最初に質問したが、官製ワーキングプアという言葉をご存知だと思うが、北九州市の仕事をしている人、その中にたくさん官製ワーキングプアがいるんじゃないかと、そのことをどう認識しているかということをお尋ねしたんです。お答えください。

### ■技術管理局長の答弁

官製ワーキングプアについてのお尋ねについてでございます。

いろいろ市の方が発注しています業務内容に応じまして、さまざまな賃金で働いている方がいらっしゃる方は、私、認識してございます。

近年、最低賃金もずっと上昇してきております。全国的に人手不足にあると、言う風にも言われております。労働者を取り巻く情勢、環境は変わってきている、いう風に認識してございます。

本市としまして、適正な予定価格にもとづく入札を実施をしております。賃金自体は労働条件全般の中の一要素、労使間で自主的に決定されているものと考えております。賃金だけじゃなくて、いろんな要素が働く中では、あると思っております。ま、そういったことから我々は考えているところでございます。

### ●田中光明議員の質問

私は、北九州市が官製ワーキングプアを生み出しているんじゃないかと、そのことにつ

いてどう思いますかとお尋ねしたつもりですが、ちょっとピンボケの回答だったように思いますが。6月に最低賃金の質問をしました。その時に、産経局長がですね、一人で例えば年収160万円ということになれば、生活はかなり苦しいのかなと認識しておりますと答えます。つまり北九州市のいろんな指定管理とか、働く人たちは時給800数十円で働いていますが、まさに官製ワーキングプアなんですね。こういう人たちはかなり生活が苦しいと、そういう人をたくさん北九州市が生み出している、そういうことをどう思いますかと、問うているわけですが、お答えにならないので次の質問に行きます。

先日、福岡県労連が、北九州市の最低賃金の調査結果を発表しました。八幡西区に住む25歳の単身者、家賃13万円、軽自動車所有などの条件で、健康で文化的に生活するには月額25万2539円が必要という結果が、報告されています。1か月150時間労働とすれば、時給1684円が必要だとも述べております。これ、先ほどの企業の広告を私、指摘しましたが、1684円ぐらいいるんだよという報告が出ているんですが、半分ですね。

もう一度お尋ねします。北九州市の仕事で、時給800数十円で働いて非常に苦しい生活をしている、健康で文化的な生活ができない賃金だと、そういう人がいるということについて、どうお思いですか、お答えください。

### ■技術管理局長の答弁

はい、まあ、公共工事、公共事業を請け負った方で、給料が800数十円、これがワーキングプアと、官がつくりだしているワーキングプアというご指摘でございます。

先ほども私申し上げましたように、いろいろ働く道を個人個人の方が探していくと思います。その中で最も自分に適する内容の就職先、そういうことで時間当たりの単価、それから働く時間、あるいは時間帯、そういったものを総合しておそらく雇用される方は、雇用する方と合意して、ま、契約をして働いていっていると思います。

で、あのう、金額自体がどうなのかと、いうお話になりますと、それはまあ国なり県なりでちゃんと積算をして数字が出てきておりますので、それをベースに私どもも、いろんな、あー、工事、業務委託、そういったものを発注していると、考えております。

### ●田中光明議員の質問

公共工事の問題で、お聞きします。設計労務単価は、7年連続で引き上げられています。

福岡県の上げ幅は55%です。ところがこれは福岡県建設労働組合の調査によると、ほとんど上がっていないという報告もあります。先ほど市長の答弁にもありました。国が公共工事の設計労務単価を上げている。そういう中で上がっているのではないかというようなことを答弁しています。しかし現実には上がっていないということを、私は聞いています。その辺については、例えば労働関係、労使の関係で発注業者に対して、賃金上げるようにと、国交省も、また発注者が受注業者にお願いしているということを聞いております。

しかし、それでは上がらないということではないですか。

この質問、実は私、数年前に同じ質問しています。その時もそう答えられています。しかし、それから数年経ちましたが、実質賃金上がっていません。あまり上がってない。(設

計労務単価が) 55%上がったけれども、それじゃあ現場で働く人の建設労働者の賃金、55%上がったかというところと全然上がっていない。その辺はどのようにお考えですか。

### ■技術管理局長の答弁

えー、設計労務単価の引き上げですが、議員がおっしゃるようにここ5年間でおよそ5割上がっております。もちろんそれは我々が工事を発注するときに設計する単価に反映しておりますので、その分を計算して、元請け業者の方が、入札に応じてくれている、そういう状況です。

公共工事に従事します方々、下請けで働く方まで、適正な賃金がいきわたるといふ風に我々発注側としては考えてやっています。ですので、例えば、契約が済みましたら契約書に、あるいは契約添付書類に、請け負った方に対して、ちゃんと下請け業者に適正な賃金を払ってくださいと。それから5千万を超えるような大きな工事になりましたら、社長さん、あるいは現場代理人さん、責任ある方ですけども、私どもの方に来ていただきまして、今の趣旨のことを再度強く書面でも持って、お伝えをしております。

ま、そういう活動を我々はやって元請け業者さんから、協力業者の方々に適正な賃金が渡るようお願い、これはあくまでもお願いですけども、お願いをしております。

それから国交省の方も、これも年に1回ですけども、我々契約担当の者も加えて、建設団体の長、そういった方々に対してですね、元請けから下請けあるいは関連業者の方に適正な、ま、賃金処遇をしっかりと、言う文書での要請もなされております。

そういうふうなことを総合的に我々はとりくんで、従業員の方々の労働環境の改善に努めているところでございます。

### ●田中光明議員の質問

端的にお答えいただきたいんですが、国が要請している、受注者に対してですね、適正な賃金払われるように要請している、それはわかっているんです。しかしそうお願いしただけでは上がらないんじゃないかと、言っているんです。上がってないじゃないですかと言っているんです。そういう意味では、公契約条例、こういうのが必要だと私は思います。

世田谷区は、工事請負契約の熟練労働者は、東京都の公共工事設計労務単価の85%以上の支払いを決めていますね。こういうことをやらないと、設計労務単価が絵にかいたモチになっているということなんです。実際に、例えば大工さんですと、2万とか仮に積算しても、1万2~3千円しか払われていないという実態が生まれるのは、お願いでは解決しないということじゃないんですか。これはもう指摘しておきます。

今建設業界は、技能労働者の高齢化が進んでいます。後継者育っていません。このままでは公共工事の質は保てません。技能労働者いなくなります。それでいいのかということが問われているんです。そういう意味では設計労務単価が適正に払われるようにするためには、まさに公契約法、公契約条例ですね、国が作ればよろしいですけど、そのことは指摘しておきたいと思っております。



次にですね、北九州市の人口は人口減少5年連続一番減っているということですが、6月の質問で最低賃金、東京との差についてお話ししたところ、やはり産経局長がですね、やっぱりこの差はですね、人口流出の一つの原因になっているという風な認識を持っていると、答弁しています。もちろんみなさんもそうだろうと思うんですが。人口減少の対策としてやはり北九州市の仕事をしている方の賃金を上げる必要があるんじゃないかと、いうことで公契約条例なんかをきちっと制定してあげていく、そういうことが必要なんじゃないですか。最低賃金が上がっただけではですね、これ東京都まだ月額にして3万、年額にして30数万円差が出るわけですね。これでは流出止まりません。北九州市にできることからやっ払いこうということ公契約条例提案しているんですが、その辺はどのようにお考えですか。

### ■副市長の答弁

この前の6月議会の時も田中光明議員の方から、そういうご質問をいただいて、市長の方からもやっぱり賃金は上げるべきだ。それで最低賃金、全国知事会が最低賃金を一律に上げる、全国加重平均1000円を超えるという風な答申、提言を出したことに對しては我々は賛成だ、という風なご回答をさせていただきました。

やはり今、経済財政諮問会議、骨太の方針でも賃金を上げようという方向があります。最低賃金を上げていくべきだという方向があります。

我々はやはり、そういうそのう、人口減少の中で地域経済のパイというものを維持していくためにも最低賃金というものを、ベースを上げていくということは賛成ですし、だからと言ってそれを公契約条例の中で、一部の部分で「隗より始めよ」という意味においてやっ払いこうというのは、経済政策というのにはちょっといかがかなあとは思いますが、最低賃金を上げるということについては賛成であります。

### ●田中光明議員の質問

北九州市は政令市中位の市民所得をめざしていますよね。今年わかったんですが、2018年度の一人当たりの平均市民税、それから平均の課税対象所得、これ政令市最下位になっていましたね。所得伸びてないんじゃないですか？伸ばすために、北九州市に何ができるか、最低賃金は全国的に上がるわけです。北九州市だけが良くなるちゅうことは、今のところないんですね。しかも1000円になるためにはあと、6年ぐらいかかりますね。こんな、待ったんでは上がらないんですよ。そういう意味では北九州市にできることは何かということをお考えのときに、公契約条例をですね、制定して、北九州市の仕事をする人たちの賃金、工事をやる人の賃金きちっと上げていく、こういう考えが必要じゃないですか。最低賃金頼みでは人口流出止まりませんよ。どうですか。

### ■副市長の答弁

あの基本的に、賃金というのは、前提にあるのは、労使の協議において決まってくるものだというふうに思います。そのうえで最低賃金は、全体として上げていくべきだと、いう風に思っています。

以上